

市・県民税、所得税の 申告相談が始まります

【問】 税務課 ☎ 0854-40-1034

市・県民税、所得税の申告相談を2月10日（金）から3月15日（水）までの期間に実施します。日程表で相談会場をご確認のうえお出かけください。

なお、大東税務署では2月16日（木）から3月15日（水）まで所得税の相談会場が開設されます。また、還付申告は1月から受け付けが始まっています。

相談にお出かけの際は、収入金額や控除額がわかる給与・年金などの源泉徴収票、控除証明等の原本を必ずお持ちください。

● 今年は、3月1日（水）から15日（水）まで市役所本庁舎で相談会場を開設します。

● 期間中は、相談員が会場に出かけるため税務課では受け付けができません。

● 申告会場は大変混み合います。医療費や農業の経費が集計できない場合は、一旦後に回っていたり、ご了承ください。



マイナンバーの記載について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入により、平成28年分の申告書にマイナンバー（個人番号）の記載が必要になりました。

マイナンバーを記載した申告書の提出の際は、「本人確認」をします。本人確認は、マイナンバーが正しいものであることの「番号確認」と、申告される方がマイナンバーの正しい持ち主であることの「身元確認」によって行いますので、相談会場には次のものをお持ちください。

【番号確認ができるもの例】

- ・ 個人番号カード
- ・ 通知カード
- ・ マイナンバーが記載された住民票の写し

【身元確認ができるもの例】

- ・ 個人番号カード
- ・ 運転免許証
- ・ 健康保険証
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 確定申告のお知らせがき
- ・ 税務署から送付されたプレ印字申告書
- ・ 源泉徴収票
- ・ 国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書
- ・ 住民票の写し

所得税の確定申告について

【確定申告が必要な方】

- ① 農業や営業などの事業を営んでいる方や不動産所得、一時所得（保険の満期など）、配当、不動産の譲渡などがあり、その所得の合計額が所得控除の合計額を超える方が20万円を超える、または年末調整を受けた給与以外の給与収入が20万円を超える方

【確定申告ができる方】

- ① 各種所得控除の追加や修正により源泉徴収された所得税が戻ってくる方

る方

② 勤務先で年末調整を受けておられず、申告すると源泉徴収された所得税が戻ってくる方

【確定申告不要制度】

公的年金受給者の方は、年金収入が400万円以下で他の所得が20万円以下の場合には確定申告する必要はありません。

※ 所得税の還付を受けるためには、確定申告する必要があります。

【申告に必要なもの】

- ① 本人確認ができるもの（例…運転免許証、個人番号カードなど）
- ② 本人のマイナンバーがわかるもの（例…通知カード、個人番号が記載された住民票）
- ③ 印鑑（認印で可）※新たに振替納税をご利用される場合は金融機関の届け印
- ④ 給与・年金などの源泉徴収票（原本）
- ⑤ 収支内訳書（営業所得、農業所得や不動産所得がある方）
- ⑥ 生命保険などの満期金や定期年金の給付金額がわかるもの
- ⑦ 各種所得控除（社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費など）の支払証明書、領収書、障害者手帳など
- ⑧ 本人の預貯金口座がわかるもの（所得税の振替、還付金の受け取りのため）
- ⑨ 税務署から送られてきた確定申告

書など（該当の方のみ）

【注意】

① 農業所得
収支内訳書を作成してお出かけください。記入方法は昨年と変わりません。
相談が必要な方は、収入や経費を科目ごとに集計してからお出かけください。

減価償却費の計算やご不明な点は税務課へ問い合わせください。
収支内訳書の様式は各総合センター市市民福祉課に用意しているほか、市ホームページ、国税庁ホームページに掲載されています（市報1月号に様式と記載要領を掲載しています）。

② 社会保険料控除

国民年金保険料は、日本年金機構が発行する「社会保険料控除証明書」を添付してください。証明書の再発行は専用ダイヤルへお問い合わせください。

③ 医療費控除

平成28年中にご自身やご家族のために支払った医療費が対象です。支払った医療費の合計金額、専用ダイヤル
0570・058・555

④ 障害者控除

障害者手帳をお持ちでない場合でも要介護認定を受けている方は障害者控除に該当する場合があります。使用証明書が必要です。

⑤ 扶養控除

所得が38万円以下の扶養親族は扶養控除の対象になります。給与収入では103万円以下、年金収入では108万円以下（65歳以上は158万円以下）の方です。

⑥ 住宅借入金等特別控除

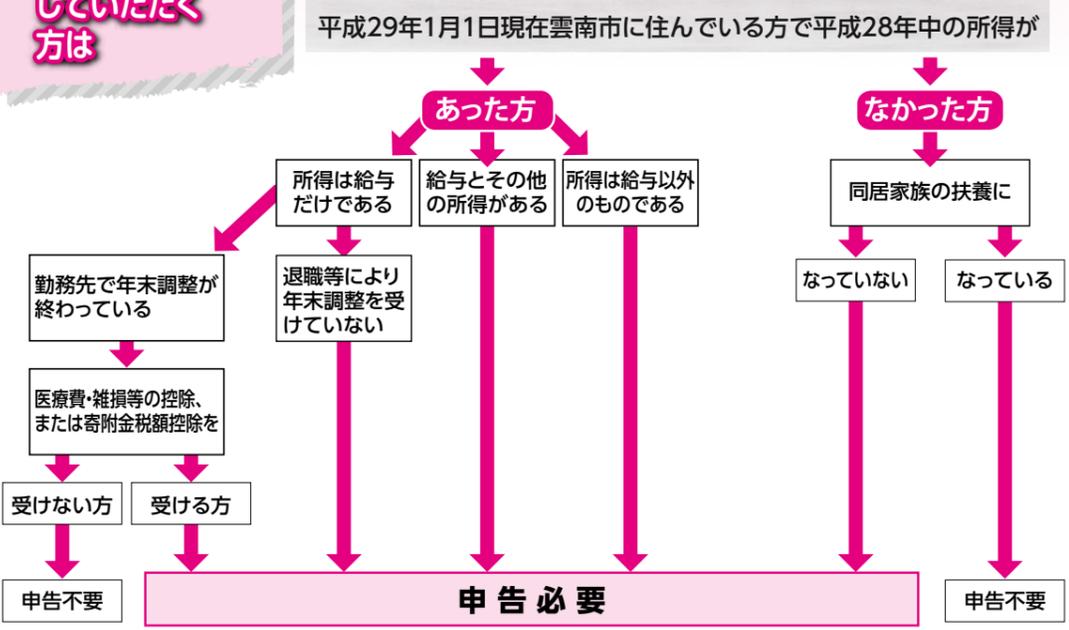
住宅ローンを利用して住宅を新築・増改築し、一定の要件を満たす場合は、税額控除が受けられます。

【申告を忘れなすく】

申告書は税務課および各総合センター市市民福祉課に備え付けてあるほか市ホームページからダウンロードすることができます。

申告についてご不明な点がありましたら、税務課へお問い合わせください。

市・県民税申告をしていただく方は



※ただし、所得税の確定申告書を提出した方や公的年金のみで控除など追加する必要がない方は市・県民税申告書を提出する必要はありません。

す。最初の年は税務署で確定申告してください。

【申告書は自分で作成を】

確定申告書は自分で計算し申告・納税することが基本です。作成した申告書は大東税務署に郵送または時間外収受箱に直接投函することができます。申告書は大東税務署に用意しているほか、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成することができます。また、個人番号カードまたは電子証明書が格納された住基カードおよびカードリーダーがあれば自宅からe-Taxによる申告書を送信することができます。

国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp/
タックスアンサー
http://www.nta.go.jp/taxanswer
大東税務署
0854・43・2360



市・県民税の申告について

市・県民税は、1月1日現在の住所地で前年中の所得に基づいて課税されます。申告書は、適正な課税の資料となる大切なものです。期限までに申告をお願いします。申告に必要な書類は、所得税の確定申告と同様です。

【申告書の提出が不要な方】

平成28年中の収入が給与や年金のみで、医療費控除や障害者控除、寡婦（寡夫）控除などの各種控除を追加されない方は申告書を提出する必要はありません。
所得税の確定申告書を提出された方も市・県民税の申告書を提出する必要はありません。

【申告書の提出がないと】

申告書の提出がないと、児童手当の受給、保育所の入所、公営住宅入居の申し込みなどの各種手続きに必要な所得（課税）証明書の発行が受けられないことがあります。収入がない方でも申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

【国民健康保険等に加入されている方は】

国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入されている方は収入の有無にかかわらず申告が必要です。ご自身の扶養にもなっていない方や遺族年金や障害年金など非課税年金のみ受給されている方も申告書の提出をお願いします。申告がないと保険料

申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」が便利!

「確定申告書等作成コーナー」のメリット
①税務署に出向く必要なし!
②いつでも利用可能!
③自動で税額を計算!
④プリントサービスにも対応!
作成コーナーへアクセス
申告書を作成
Tax送信
書面提出
所得税および復興特別所得税・贈与税 3月15日(水)
消費税および地方消費税(個人事業者) 3月31日(金)

作成コーナーの操作などに関する問い合わせ
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901
マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

平成28年分 所得(所得税・住民税)申告相談日程表

受付時間 8:30~16:00

相談時間 9:00~12:00 / 13:00~17:00

会場		【本庁舎】	【大東町】	【加茂町】	【木次町】	【三刀屋町】	【吉田町】	【掛合町】
月日		2階201・202・203会議室	大東地域交流センター	加茂総合センター	木次総合センター *は温泉交流センター	三刀屋交流センター 2階	吉田総合センター *は田井交流センター	掛合総合センター *は波多交流センター
2月10日	金				温泉・平田(*)		杉戸・大吉田・宇山・民谷	
2月11日	土	休 日						
2月12日	日	休 日						
2月13日	月		塩田・海潮				芦谷・菅谷・高殿・川尻	
2月14日	火		塩田・海潮				梅木・上町・下町・川原町	波 多(*)
2月15日	水		春殖・海潮		宇谷・東日登			
2月16日	木		春殖・阿用		新市・木次		曾木・上山(*)	
2月17日	金		春殖・阿用		下熊谷・寺領		深野・川手(*)	
2月18日	土	休 日						
2月19日	日	休 日						
2月20日	月		佐世・阿用		上熊谷・西日登			
2月21日	火		佐世・幡屋		里方・山方			入間・穴見
2月22日	水		佐世・幡屋					多根・松笠
2月23日	木		大東・幡屋			飯石		多根・松笠
2月24日	金		大東・久野			中野		掛 合
2月25日	土	休 日						
2月26日	日	休 日						
2月27日	月		大東・久野			鍋 山		掛 合
2月28日	火					鍋 山		掛 合
3月 1日	水	加茂町全域				一 宮		
3月 2日	木	木次町全域				一 宮		
3月 3日	金	木次町全域		立原・近松		一 宮		
3月 4日	土	休 日						
3月 5日	日	休 日						
3月 6日	月	吉田町・掛合町全域		南加茂・北大西		三刀屋		
3月 7日	火	大東町全域		南大西・宇治・大竹		三刀屋		
3月 8日	水	大東町全域		東谷・昭和・砂子原				
3月 9日	木	三刀屋町全域		神原・延野・岩倉				
3月10日	金	三刀屋町全域		三代・大崎・猪尾				
3月11日	土	休 日						
3月12日	日	休 日						
3月13日	月	雲南市全域		加茂中				
3月14日	火	雲南市全域						
3月15日	水	雲南市全域						

○斜線の申告会場では申告相談を受け付けできませんので、他会場へおまわりください。

○混雑をさけるため地区割りをしてありますが、ご都合がつかない場合は別の日にお出かけいただいてもかまいません。

○午前中は相談会場が大変に混み合います。時間に余裕を持ってお出かけください。